

高知県新事業創出支援事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県新事業創出支援事業費補助金審査委員会設置要綱第7条の規定に基づき、当該補助事業の審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査方法)

第2条 審査委員会は、高知県新事業創出支援事業費補助金交付要綱第5条に掲げる申請内容について、別記1に定める基準により審査を行うものとする。

2 審査に当たっては、記載内容の確認等のため、申請事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答を行うものとする。

3 審査結果は、委員長及び委員が前項で審議した案件について、案件ごとに審議し、委員長が審査委員会の総意として取りまとめる。

(審査結果の通知)

第3条 審査委員会の委員長は、審査委員会終了後、速やかに審査の結果を別記2により知事に提出するものとする。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月25日から施行するものとする。

高知県新事業創出支援事業費補助金審査基準

【実証等支援】

審査項目	審査の視点	配点
1. 背景・目的	今回の取組に至った背景や必要性、市場や社会の動向等の現状認識、事業の内容・目的は明確になっているか。	15
2. 新規性	イノベーション・新事業の創出を目的として行う、革新的なアイデアを用いた、新製品や新サービスの事業化のための実証実験（現場で運用等を行い、その結果を検証して技術の高度化や使用環境に応じて改修等を行い、社会実装を目指すもの。）に係る取組となっているか。	15
3. 到達目標	課題等が明確になっており、到達目標が明確に設定されているか。 取組内容が課題解決に資するものとなっているか。	20
4. 波及効果	取組が本県における地域課題の解決や産業振興に資する新事業の創出を図るものとなっているか。	20
5. 実現可能性	新製品や新サービスの事業化のための実証実験（現場で運用等を行い、その結果を検証して技術の高度化や使用環境に応じて改修等を行い、社会実装を目指すもの。）が適切に行われるか。 目標に到達するための取組方法やスケジュール、事業完了までの経費・資金計画が適切か。	20
6. 事業化の見通し	補助事業終了後の事業化に向けたスケジュール及び体制は適切か。	10
	合計	100

※審査の結果、審査委員の平均点が 60 点以上のものを採択基準とする。

※ただし、以下に該当する場合は採択基準を満たさないものとする。

- ・評定の合計点について、最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計の平均点が 60 点未満の場合
- ・各審査項目の評定について、最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計の平均点が 5 割未満となる項目がある場合

【製品開発支援】

審査項目	審査の視点	配点
1. 背景・目的	今回の取組に至った背景や、技術的課題等に対する現状認識、事業の内容・目的は明確になっているか。	10
2. 市場性	開発する製品・サービス等の市場性（顧客ニーズ、競合製品やサービスに対する優位性等）の調査、分析ができており、適切にとらえているか。	15
3. 新規性	開発する製品・サービス等が、革新的な技術やアイデアを用いたもので、新規性があるか。	15
4. 開発目標	開発する製品・サービス等の仕様、到達目標が明確に設定されているか。技術的課題等が明確になっており、取組内容が課題解決に資するものとなっているか。	15
5. 波及効果	製品開発等に係る取組が、本県における地域課題の解決や産業振興に資する新事業の創出を図るものとなっているか。	15
6. 販売計画	製品・サービスの販売方針等（想定される顧客、販売体制、販売方法、販売予定価格及び売上見込）が明確に設定されており、適切な販売計画が立てられているか。	10
7. 事業経費・資金計画	事業経費が適切に見積もられているか、事業完了までの資金計画が適切か。	10
8. 事業化の見通し	補助事業終了後、1年以内の事業化に向けたスケジュール及び体制は適切か。	10
	合計	100

※審査の結果、審査委員の平均点が60点以上のものを採択基準とする。

※ただし、以下に該当する場合は採択基準を満たさないものとする。

- ・ 評定の合計点について、最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計の平均点が60点未満の場合
- ・ 各審査項目の評定について、最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計の平均点が5割未満となる項目がある場合